

# 小田原市エネルギー計画

## 資料編

### 目次

1	再生可能エネルギーの定義 .....	39
2	再生可能エネルギー別の導入ポテンシャルの算出方法 .....	40
3	市内における再生可能エネルギー別の導入ポテンシャル比較 .....	43
4	2022年度の電力利用における目標達成の推移 .....	44
5	リーディングプロジェクトにより期待される効果.....	46
6	策定の経緯等 .....	47



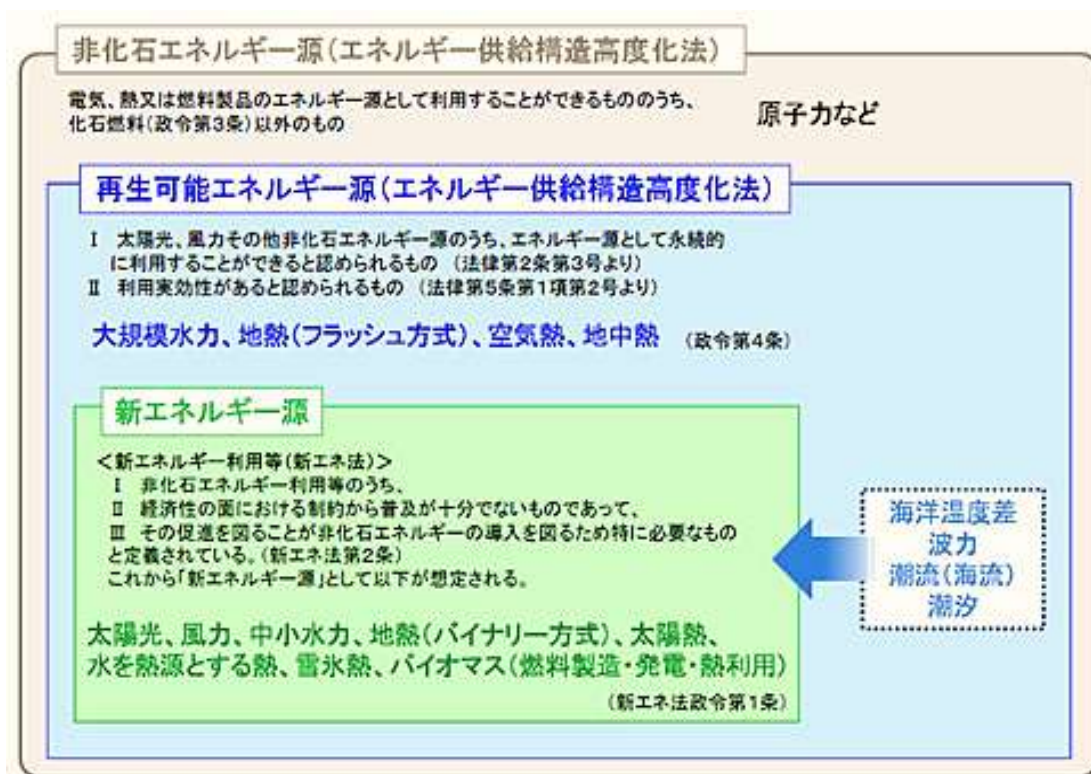
## 1 再生可能エネルギーの定義

再生可能エネルギーとは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱又はバイオマスを利用して得られるエネルギーをいう。

ただし、バイオマスについては、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもので、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。

(小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例の定義より)

エネルギーの概念図



出典：経済産業省資源エネルギー庁ホームページ

## 2 再生可能エネルギー別の導入ポテンシャルの算出方法

### (1) 太陽光発電

設置可能面積＝（建築面積あるいは延床面積）×設置係数

戸建住宅以外： 設備容量（kW）＝設置可能面積（㎡）×0.0667（kW/㎡）

戸建住宅： 設備容量（kW）＝設置可能面積（㎡）×0.1000（kW/㎡）

- ※ 建築面積あるいは延床面積は、平成 22 年都市計画基礎調査をもとに設定。
- ※ 設置係数は、平成 22 年都市計画基礎調査の用途区分ごとに、「平成 22 年度新エネルギー等導入促進基礎調査（太陽光発電及び太陽熱利用の導入可能量に関する調査）」（経済産業省）で示された設置可能面積（屋根・屋上面）を施設面積で除した値とします。
- ※ 設置可能面積当たりの設備容量を戸建住宅以外は 1kW/15㎡、戸建住宅は 1kW/10㎡とし、それぞれ 0.0667、0.1000 と設定。
- ※ 50㎡未満の戸建住宅は推計対象外とします。

### (2) 風力発電

風況マップ WinPAS の風況データをもとに、地上 80m の位置で年間平均風速 5.5m/s 以上の地域を抽出し、抽出された面積に対して、1km<sup>2</sup> 当たり 1 万 kW の導入を想定して推計した賦存量マップから、各種社会条件（開発不可条件）を重ね合わせ、風力発電施設の設置可能な面積を求めて推計しています。

### (3) 小水力発電

河川の合流点（分岐点）に仮想発電所を設置した場合を想定した上で仮想発電所ごとに発電単価を求め、発電単価が 500 円/（kWh/年）未満の仮想発電所の出力規模を推計した賦存量に対して各種社会条件（開発不可条件）を重ね合わせ、小水力発電所を設置可能な地点を求めて推計しています。

### (4) 太陽熱利用

設置可能面積＝（建築面積あるいは延床面積）×設置係数

太陽熱の利用可能熱量（MJ/年）＝設置可能面積（㎡）×平均日射量（kWh/㎡/日）×換算係数（3.6MJ/kWh）×集熱効率 0.4×365 日

- ※ 建築面積及び延床面積は、平成 22 年都市計画基礎調査をもとに設定。
- ※ 設置係数は、平成 22 年都市計画基礎調査の用途区分をポテンシャル調査の区分に割り当て設定（戸建住宅は標準型ソーラーシステムを 4 ㎡と想定し 4 ㎡/軒、集合住宅はベランダ型を想定し、2 ㎡/部屋とし、戸建住宅軒数及び想定集合住宅戸数より算出）。

- ※ 平均日射量は、NEDO 標準気象データベースより、小田原市の月平均斜面日射量 (1,031.20kWh/m<sup>2</sup>/年) から設定 (参考：環境省のポテンシャル調査では神奈川県 (横浜市) の 1,427.15 kWh/m<sup>2</sup>/年を適用しています)。

## (5) 地中熱利用

地中熱の導入ポテンシャル (Wh/年)

=採熱可能面積 (m<sup>2</sup>) ×採熱率 (W/m) ×地中熱交換井の密度 (本/m<sup>2</sup>) ×地中熱交換井の長さ (m/本) ×年間稼働時間 (h/年) ×補正係数 0.75

- ※ 採熱可能面積は全建物の建築面積と同等としています。
- ※ 採熱率は地熱図データから想定するものとし、ドイツ VDI ガイドラインに従うものとします。
- ※ 交換井の密度は 6m 間隔として、4 本/144 m<sup>2</sup>としています。
- ※ 交換井の長さは 100m、年間稼働時間は 2,400 時間/本としています。
- ※ 補正係数は、平均的なシステム COP を 4.0 とし、熱需要量の 75%を導入ポテンシャルの上限とします。

## (6) 木質バイオマス

### ① 森林生長量からの推計方法

5 万分の 1 現存植生図において、対象群落の地図に国土交通省森林地域データ地図を重ね合わせ、森林地域以外 (都市計画区域、農業地域等) 及び保安林を除いています。この地図に 1 kmメッシュ情報に基づき作成した 1 kmメッシュの地図を重ね合わせ、群落種別の面積を算出しています。この面積に針葉樹、広葉樹別の年間生長量を乗算し、1 kmメッシュ単位に集計しています。

年間生長は、2002 年と 2007 年の林野庁の森林資源の現状より、神奈川県の針葉樹及び広葉樹の年間生長量 (単位：m<sup>3</sup>/ha・年) を 6.2、広葉樹 1.2 と推計しています。

1 kmメッシュ別生長量 (m<sup>3</sup>/年)

=1 対象群落の面積 (ha) ×1ha 当たりの年間生長量 (m<sup>3</sup>/ha・年)

主要樹種別立木重量 (DW- t/年)

=主要樹種別素材生産量 (千 m<sup>3</sup>/年) ×10<sup>3</sup> (単位変換千 m<sup>3</sup>→m<sup>3</sup>) ÷立木換算係数×密度 (t/m<sup>3</sup>) ×(100 (%) -含水率 (%))

立木換算係数：0.86 (針葉樹林の値)

密度 (t/m<sup>3</sup>)：0.43 (その他針葉樹林の値)

市町村別有効利用可能熱量 (GJ/年)

=主要樹種別立木重量 (DW-t/年) ×低位発熱量 (GJ/t)

## ② その他のバイオマスの推計方法

### (ア) 稲作残渣・稲わら

5 万分の 1 現存植生図において、水田・水田雑草群落の地図に 1km メッシュ情報に基づき作成した 1km メッシュの地図を重ね合わせ、水田・水田雑草群落の面積を算出し、発生量を乗算し、含水率を考慮して推計しています。

1km メッシュ別賦存量 (DW-t/年)

$$= \text{水田・水田雑草群落の面積 (ha)} \times \text{発生量 (t/ha・年)} \times (100 (\%) - \text{含水率} (\%))$$

### (イ) 稲作残渣・もみ殻

5 万分の 1 現存植生図において、水田・水田雑草群落の地図に 1km メッシュ情報に基づき作成した 1km メッシュの地図を重ね合わせ、水田・水田雑草群落の面積を算出し、1ha 当たりの収穫量と収穫量に対するもみ殻の歩合を乗算し、含水率を考慮して推計しています。

1km メッシュ別賦存量 (DW-t/年)

$$= \text{水田・水田雑草群落の面積 (ha)} \times \text{1ha 当たりの収穫量 (t/ha・年)} \times \text{もみ殻歩合} \\ \times (100 (\%) - \text{含水率} (\%))$$

### (ウ) ササ・ススキ

対象の 1km メッシュを示した地図と草原領域を示した植生図より求めた種別の草原面積にそれぞれの地上部の年間生長量を乗じ、乾燥重量を考慮して推計しています。

草原種別賦存量 (DW-t/年)

$$= \text{草原面積 (ha)} \times \text{年間生長量 (t/ha)} \times (100 (\%) - \text{含水率} (\%))$$

### 3 市内における再生可能エネルギー別の導入ポテンシャル比較

本計画書中、「第3章 市内の再生可能エネルギーの利用可能性 1 再生可能エネルギー別の導入ポテンシャル」において、市内の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルと本市における利用可能性を整理しました。導入ポテンシャルでは、それぞれの再生可能エネルギーから創り出されるエネルギーを、エネルギーの量を表すのに適したそれぞれの単位で表示しています。これは、それぞれのエネルギーの導入ポテンシャルの把握には適していますが、他のエネルギーの大きさとの比較には適さず、比較するには同じ単位での表示が適していることから、エネルギー量をJ（ジュール）に換算しました。

再生可能エネルギー	導入ポテンシャル	GJ 換算	換算方法
			GJ=千 kWh（年間発電見込量）×3.6（換算係数）
太陽光 建物	360 千 kW	1,385,061 GJ/年	384,739 千 kWh×3.6=1,385,060 GJ
太陽光 土地	120 千 kW	461,687 GJ/年	128,246 千 kWh×3.6=461,686 GJ
陸上風力	18 千 kW	340,589 GJ/年	94,608 千 kWh×3.6=340,589 GJ
中小水力	3 千 kW	56,765 GJ/年	15,768 千 kWh×3.6=56,765 GJ
地熱	—		
太陽熱	67,736 万 MJ/年	677,360 GJ/年	
地中熱	513,575 万 MJ/年	5,135,750 GJ/年	
木質バイオマス	29,834 万 MJ/年	298,340 GJ/年	

※G（ギガ）は、10の9乗、M（メガ）は10の6乗

※J（ジュール）はエネルギーの単位

## 4 2022年度の電力利用における目標達成の推移

短期目標《電力利用における目標》

	2010 (H22) 年度	2022 (H34) 年度	差 引
市内の再生可能エネルギー発電量	5,112 千 kWh	123,359 千 kWh	118,247 千 kWh
市内の電力消費量	1,370,904 千 kWh	1,233,814 千 kWh	△137,090 千 kWh
市内電力消費量に占める再生可能エネルギー発電量の割合	0.4%	10.0%	

### (1) 再生可能エネルギーの導入

2010年度（平成22年度）の市内の再生可能エネルギー発電量は、市内に導入されている太陽光発電設備（4,783kW）から発電される電力量を推計しています。

$$4,783\text{kW} \times 24\text{h} \times 365\text{日} \times \text{稼働率} (0.122) = 5,112\text{千 kWh}$$

※稼働率（0.122）は、2013年度（平成25年度）の市役所車庫棟太陽光発電設備（60kW）の発電量の実績から算出。

<市内再生可能エネルギー利用の状況>

	2013 (H25) 年度	2022 (H34) 年度	差 引
設備容量（出力数）	14,150kW	109,695kW （期待する導入量）	95,545kW
10kW 未満	11,693kW	46,365kW	34,672kW
10kW 以上	2,457kW	63,330kW	60,873kW
発電量（見込）	15,122 千 kWh	123,359 千 kWh	108,237 千 kWh

東日本大震災による計画停電や固定価格買取制度の影響により、太陽光発電設備の導入量は飛躍的に増え、2013年度（平成25年度）末では、14,150kWの設備が導入されています。2022年度（平成34年度）の短期目標は、市内電力消費量の10%を再生可能エネルギーによる電力で賄うこととしており、これは、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーによる発電設備の導入をさらに95,545kW進めていくものです。

特に、2013年度（平成25年度）末の再生可能エネルギーの導入は、10kW未満の太陽光発電設備が11,693kW(83%)、10kW以上の太陽光発電設備が2,457kW(17%)となっていることから、今後、設備導入の可能性の高い10kW以上の事業用太陽光発電の導入に重点を置く必要があります。



短期目標である 2022 年度(平成 34 年度)の再生可能エネルギーによる発電量(123,359 千 kWh)は、太陽光発電設備による発電を想定すると、115,427kW の太陽光発電設備の導入が必要とされますが、これは、本計画に記載されている太陽光発電導入ポテンシャル 480 千 kW の 24%に相当する量になります。

$$123,359 \text{ 千 kWh} / (24\text{h} \times 365 \text{ 日} \times \text{稼働率} (0.122)) = 115,427\text{kW}$$

## (2) 省エネルギー化の推進

2010 年度(平成 22 年度)の市内の電力消費量は、大手電力会社が市内に供給している電力量、市内エネルギー管理指定工場における一般電気事業者以外からの調達電力量及び発電した電気はすべて自家消費していると想定される市内の 10kW 未満の太陽光発電設備による発電量から推計したものです。

市内電力消費量 (2010 (H22) 年度)

= 電気事業者からの電力購入量 + 太陽光発電設備 (10kW 未満) の想定発電量

< 市内電力消費量の状況 >

	2013 (H25) 年度	2022 (H34) 年度	差 引
市内の電力消費量	1,253,778 千 kWh	1,233,814 千 kWh	19,964 千 kWh

短期目標である 2022 (H34) 年度電力消費量は、2010 (H22) 年度の電力消費量から 137,090 千 kWh の削減が必要となります。東日本大震災以降の節電意識の向上により、2013 (H25) 年度末で市内の電力消費量は、1,253,778 千 kWh であり、117,126 千 kWh の削減がされています。目標とする電力消費量の削減を実現するためには、さらに 19,964 千 kWh の電力消費量の削減を必要とします。

## 5 リーディングプロジェクトにより期待される効果

2022（平成34）年度までの13のリーディングプロジェクトにより期待される効果を試算します。

## リーディングプロジェクトにより期待される効果

再生可能エネルギーの導入			
リーディングプロジェクト	2022年度までの目標値・導入量	出力数 kw	年間 発電量 千kWh
市有施設・広域避難所への 率先導入	・広域避難所となる学校を始めとする公共施設17施設 （に太陽光発電設備を設置(575kW) 導入済: 4施設(220kW)  ・未利用エネルギーであるごみ焼却場での廃棄物発電 の設置(825kW)	1,400	7,115
再生可能エネルギーのスム ーズな導入	・市内の戸建住宅の25%相当(11,250戸)に太陽光発 電設備の設置(46,365kW) 導入済: 11,693kW	108,295	116,244
市民が参加可能な仕組みづ くり	・集合住宅800棟に太陽光発電設備の設置(6,400kW)		
地域にひとつ！地域再生可 能エネルギープロジェクト	・業務部門(720棟)及び産業部門(175所)に太陽光発 電の設置(51,930kW) 導入済: 2,237kW		
再生可能エネルギー熱の利 用の促進	・未利用地を利用した太陽光発電の設置(3,600kW)		
合 計		109,695	123,359

※ 導入済は、2013（平成25）年度末時点の推計値

省エネルギー化の推進		
リーディングプロジェクト	2022年度までの目標値・導入量	削減量 (対2013年度) 千kWh
市有施設における率先 行動	・小中学校8校の照明器具のLED化  ・国道・県道・市道の道路照明灯3,990灯の30%相当及び防 犯灯のLED化	1,167
家庭のエネルギー消費 の効率化	・家庭用照明器具のLED化	17,830
事業活動のエネルギー 消費の効率化	・市域の業務、商業、文教厚生施設40棟が省エネルギービ ル化	967
地域のエネルギーマネ ジメント		
合 計		19,964

## 6 策定の経緯等

### (1) 庁内ワークショップの実施

エネルギー計画の策定に当たり、市役所内でエネルギーや環境に関する意識の共有を図るとともに、市民と接することが多い職員から市民のポテンシャルや計画の方向性を把握することを目的とした庁内ワークショップを開催しました。

ワークショップでは、これまで地域が主体の再生可能エネルギーの事業化の検討を行ってきた「小田原再生可能エネルギー事業化検討協議会」の方にもご協力をいただくとともに、さらに行政戦略アドバイザーであり認定 NPO 法人環境エネルギー政策研究所（ISEP）の飯田哲也氏もその様子を見に来られました。

#### 第1回庁内ワークショップ

目的：エネルギー計画を“小田原ならではの計画”とするため、エネルギーや環境について幅広い分野から意見等を抽出し、計画の方向性の設定に必要な市民の“ポテンシャル”の把握を目的とする。

テーマ：「小田原ならではのエネルギーの理想像」を描く

開催日：平成26年7月25日（金） 午前9時30分～午前11時15分

モデレーター（進行役）：西山敏樹

ファシリテーター（交流促進役）：志澤昌彦、鈴木大介、鈴木伸幸、原正樹

参加者：市役所職員15課15名

#### 第2回庁内ワークショップ

目的：第1回のワークショップで得られた「エネルギーの理想像」を実現するために必要なこと、やるべきことを考え、それを実行するための目標の設定を目的とする。

テーマ：「理想像（目的）の実現のためにやっていくこと（目標の設定）」

開催日：平成26年8月18日（月） 午前9時30分～午前11時15分

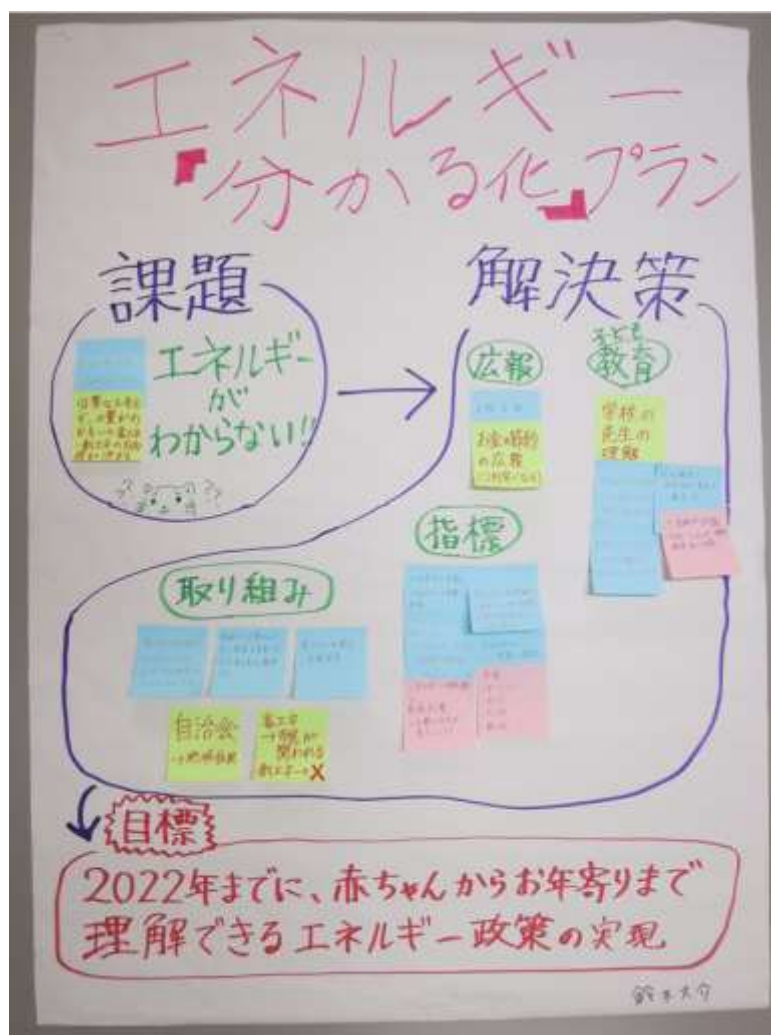
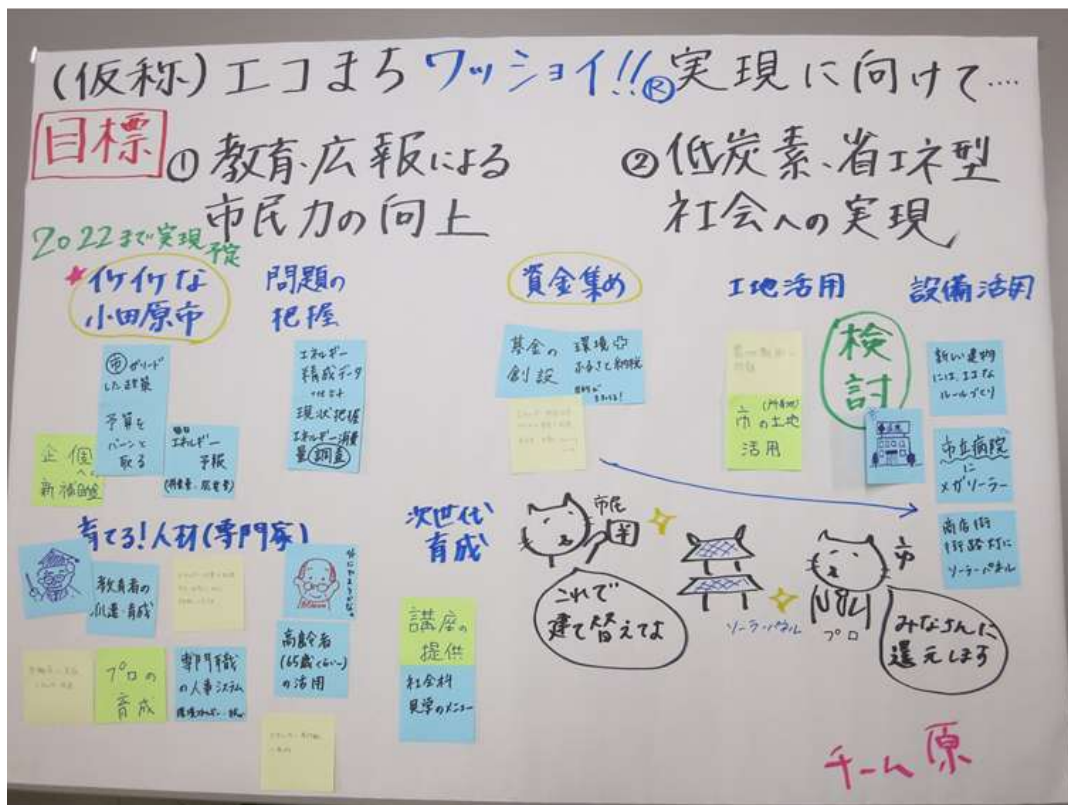
モデレーター（進行役）：西山敏樹

ファシリテーター（交流促進役）：志澤昌彦、鈴木大介、遠藤副課長、内田係長

参加者：市職員14課14名



庁内ワークショップの様子





2022ワクワクシステム  
～体験から自分事に～

**目標** **興味**を持つ!!  
(他人事 → 自分事)  
• わかりやすく (情報の公開, 2:0化)

田舎口  
フェード  
研究案

困る前に、自分にはゆ返る前に

- 体験させる (実物) 実物を見る!!
- 継続 • 子どもに重点的に教える
- 体験システムの構築 → 学校へアワード

FM  
金命不局長印王

**目標値**

**水** **高橋** **コスト**

**歴史と水資源**  
**理想のまち小田原**

川重  
106  
106  
106

志

## (2)「小田原市エネルギー計画（素案）」の策定

小田原市エネルギー計画の策定に当たり、学識経験者、エネルギー事業者、市民、事業者等から構成される「小田原市エネルギー計画検討会」を平成26年10月30日に組織し、本計画の素案に対し、助言、意見または提案をいただき、エネルギー計画（素案）を策定しました。

### 小田原市エネルギー計画検討会開催状況

回	開催日	検討内容
第1回	平成26年10月30日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討会の設置</li> <li>・ 計画の内容及び位置付けの共有</li> </ul>
第2回	平成26年12月2日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の体系</li> <li>・ 計画の目的の検討</li> </ul>
第3回	平成26年12月24日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の目的の設定</li> <li>・ 目的達成のための目標の検討</li> </ul>
第4回	平成27年1月28日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的達成のための目標の設定</li> <li>・ 目標の実現に向けた取組の検討</li> <li>・ 計画推進に向けた推進体制の検討</li> </ul>
第5回	平成27年2月18日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的の実現に向けた取組の設定</li> <li>・ 計画推進に向けた推進体制の設定</li> </ul>



## 小田原市エネルギー計画検討会構成員

(H26. 11. 26 現在 敬称略)

区分	役職	氏名	所属
学識経験者	座長	西山敏樹	慶應義塾大学大学院 システムデザイン・マネジメント 研究科 特任准教授
	構成員	飯田哲也	認定NPO法人 環境エネルギー政策研究所 (ISEP) 所長
小田原再生 可能エネル ギー事業化 検討協議会	構成員	大寫啓介	株式会社ダイナシティ 代表取締役
	構成員	鈴木伸幸	FM小田原株式会社 放送局長
小田原箱根 商工会議所	構成員	原 正樹	エネルギー・環境特別委員会 委員長 (小田原瓦斯株式会社 取締役社長)
	構成員	内田治光	エネルギー・環境特別委員会 委員 (相洋産業株式会社 代表取締役)
市内事業者	構成員	石田昌宏	文化堂印刷株式会社 執行役員 本社工場生産管理部部長
エネルギー 供給事業者	構成員	水野雅人	東京電力株式会社 小田原支社 副支社長
	構成員	古川剛士	株式会社古川 代表取締役社長
	構成員	鈴木大介	ほうとくエネルギー株式会社 取締役
市民代表	構成員	立山和也	小田原市立富水小学校PTA 副会長
教育	構成員	鈴木こころ	片浦電力

## ○小田原市エネルギー計画検討会設置要綱

(平成26年9月22日)

### 小田原市エネルギー計画検討会設置要綱

(設置)

**第1条** 小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例（平成26年小田原市条例第21号）第7条第1項に規定するエネルギー計画（以下「本計画」という。）の策定に当たり、本計画の素案の検討を行うため、小田原市エネルギー計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 検討会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 小田原市が作成する本計画の素案についての助言、意見、又は提案
- (2) 本計画の素案を作成する際における関係機関との連携及び協力

(組織)

**第3条** 検討会の構成員は、本計画の素案の検討に深い理解と知見を有する者から構成されるものとする。

- 2 構成員の任期は、検討会を設置した日から1年以内とする。

(座長)

**第4条** 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、学識経験者から選任する。
- 3 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 検討会の会議は、市長が招集する。

- 2 構成員はやむを得ない事由により会議を欠席する場合は、その構成員が所属する団体等から代理人を定め、その者を代理人として出席させることができる。

(関係者の出席)

**第6条** 市長は、検討会が必要と認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(傍聴)

**第7条** 検討会の会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合であって、会議を公開しないときは、この限りでない。

(秘密の保持)

**第8条** 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

**第9条** 検討会の庶務は、小田原市環境部エネルギー政策推進課において処理する。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年9月22日から施行する。



## (3) 「小田原市エネルギー計画（素案）」の諮問及び市民意見募集

策定した「(仮称)小田原市エネルギー計画(素案)」は、小田原市環境審議会に諮問し、答申をいただくとともに、本審議会での意見を反映した(仮称)小田原市エネルギー計画(素案)に対する市民意見の募集を行いました。

## ①小田原市環境審議会開催状況

回	開催日	審議内容
第1回	平成27年3月26日(木)	・(仮称)小田原市エネルギー計画について(諮問) ・(仮称)小田原市エネルギー計画(素案)について
第2回	平成27年6月3日(水)	・(仮称)小田原市エネルギー計画(素案)について
第3回	平成27年8月3日(月)	・(仮称)小田原市エネルギー計画(素案)について ・答申(案)について

## 小田原市環境審議会委員(平成27年6月1日現在)

区分	氏名	役職
学識経験者	◎田中 充	法政大学 社会学部 教授
	奥 真美	首都大学東京 都市教養学部 教授
	杉山 涼子	富士常葉大学 社会環境学部 教授
	増原 直樹	総合地球環境学研究所研究部 プロジェクト研究員
市民代表	○椎野 禎章	小田原市自治会総連合 環境福祉部会長
	小川 潤	一般公募
	橋本 正和	
	深澤 洋人	
企業代表	外崎 千州江	小田原箱根商工会議所 女性会
農林水産業代表	高橋 征人	小田原漁業協同組合 代表理事組合長
神奈川県職員	関 猛彦	神奈川県県西地域県政総合センター 環境部長

◎は小田原市環境審議会会長、○は同副会長

## ②市民意見(パブリックコメント)の実施

件名	募集期間
(仮称)小田原市エネルギー計画(素案)	平成27年6月22日(月)～ 平成27年7月21日(火)

環政第238号  
平成27年3月26日

小田原市環境審議会  
会長 田中 充 様

小田原市長 加藤 憲 一

(仮称) 小田原市エネルギー計画について (諮問)

小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例(平成6年9月30日小田原市条例第17号)第9条第2項第3号及び小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例(平成26年3月31日小田原市条例第21号)第7条第3項の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

(諮問事項)

(仮称) 小田原市エネルギー計画について

(諮問理由)

本市では、東日本大震災を契機に、エネルギー源の分散化、地域で消費するエネルギーをできるだけ地域で創り出す社会への転換を目指し、地域主体の再生可能エネルギーを利用したエネルギーの地域自給によるまちづくりを推進しています。

また、平成26年4月1日には、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する施策の推進に必要な事項を定めた「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を施行し、本条例において、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する総合的な施策の計画的な推進を図るため、基本的な計画である「エネルギー計画」の策定を規定しています。

そこで、本条例に基づき策定する(仮称)小田原市エネルギー計画について諮問するものです。

環審 第1号  
平成27年8月24日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市環境審議会  
会長 田中 充

(仮称) 小田原市エネルギー計画について (答申)

平成27年3月26日付け環政第238号により諮問された標記計画については、当審議会において慎重に審議したところ、次の基本的な考え方等を踏まえ、別紙のとおりとすることが適当である。

## 1 計画策定の基本的考え方について

計画の策定に当たっては、「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を踏まえ、次の点を基本的な考え方とすること。

- (1) 計画は、「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」に基づくものであり、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する総合的な施策を計画的に推進する内容とする。
- (2) 計画期間は、上位計画である第5次小田原市総合計画、第2次小田原市環境基本計画との整合を図り、2015年度から2022年度までの8年間とする。
- (3) 計画では、目指すべき将来像を明確にするとともに、その将来像に向けた長期的な目標を掲げ、市民・事業者の取組の方向性を示したうえで、計画期間での目標を定める。
- (4) 小田原市の行政展開における率先的・模範的な取組の強化を図る。
- (5) 市、市民及び事業者が互いに認識を共有し、目標達成に向けた取組を積極的に進められるような計画とする。

## 2 計画策定の基本的事項について

計画策定に関する基本的事項は、次のとおり定めること。

- (1) 第1章では、国のエネルギー基本計画や長期エネルギー需給見通しなどを踏まえた国・県の動向や、市のこれまでの取組を記載するほか、計画の目的、目指すべき

将来像、その実現のための基本方針や視点を盛り込む。

また、計画の推進には他部署との連携が必要となることから、第5次小田原市総合計画、第2次小田原市環境基本計画のほか、他部門の計画との連携が図られるように位置付ける。

計画の目指すべき将来像については、「エネルギーを地域で自給する持続可能なまち」とし、市民にその姿をわかりやすく伝える。

- (2) 第2章では、小田原市の地域特性及びエネルギー利用の特性を簡潔に述べる。
- (3) 第3章では、小田原市における再生可能エネルギー別の導入ポテンシャルを分析し、市域での再生可能エネルギーの利用可能性について明らかにする。
- (4) 第4章では、目指すべき将来像に向けた2050年度までの長期目標及び計画期間である2022年度までの短期目標について、再生可能エネルギーの導入量並びにエネルギー消費量における目標設定の基準年度及び目標値等を明らかにする。  
短期目標については、その進捗状況を明確にするため、できるだけ数値化し、達成状況が把握可能な目標を設定する。
- (5) 第5章では、短期目標の実現に向けて、市、市民及び事業者が積極的に行動を起こすことができるよう、エネルギー意識の醸成と仕組みづくりに寄与する優先的な取組を、基本方針に沿って設定するとともに、それらの取組については、計画的に推進できるようスケジュールを設定する。  
「計画の推進」では、推進体制及び進行管理について記述するほか、市民、事業者との情報共有を図るため、進行管理の実施により把握した取組状況を公表するものとする。

### 3 計画の推進にあたって

今後、計画の推進に際しては、特に次の点に留意して進めること。

- (1) 市は、計画の実施において、市民、事業者への施策の周知方法を工夫する。また、国・県の動向に注視しながら、エネルギーを取り巻く環境の著しい変化に迅速に対応する。
- (2) 計画で掲げる目標の実現に向けて、市民や事業者が主体的に取り組み、計画の基本方針が確実に推進されるような仕組みづくりに努める。

以上の諸点を踏まえ、小田原市エネルギー計画を定めるとともに、計画を真に実効性のあるものとするため、各施策において市の積極的かつ真摯な取組を期待する。



## 小田原市エネルギー計画

---

- 発行 小田原市  
平成 27 年 10 月
- 編集 環境部 エネルギー政策推進課  
〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地  
TEL 0465-33-1424 FAX 0465-33-1487  
Eメール energy@city.odawara.kanagawa.jp  
ホームページ <http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>